

亀岡市告示第192号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和8年9月14日から令和8年9月28日まで一般の縦覧に供する。

令和8年9月14日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

1 路線番号 01018

2 路線名 稲荷垣内北線

3 道路の変更区域

変 更 区 間	変 更 前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間 延 長	備 考
亀岡市三宅町20番11先から 亀岡市三宅町20番9先まで	前	$\frac{2.15\text{m}}{2.25\text{m}}$	30.10m	変更後路線幅員 最小 2.75m 最大 6.18m 変更後路線延長 265.34m
亀岡市三宅町20番11先から 亀岡市三宅町20番9先まで	後	$\frac{4.10\text{m}}{4.10\text{m}}$	30.10m	